

指定病院等における 不在者投票の手引

保 存 版

(令和7年5月作成)

※この手引は、改正等がない限り、概ね3年間使用していただきますので、大切に保存してください。

佐 賀 県 選 挙 管 理 委 員 会

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

電話 (0952) 25-7025

FAX (0952) 25-7261

E-mail senkyokanrii@pref.saga.lg.jp

手引きのデータについては、佐賀県選挙管理委員会事務局のホームページにも掲載しています。

【ホームページのアクセス方法】

インターネットの検索エンジンで「佐賀県選挙管理委員会」を検索
下記URLをアドレスバーに入力

<http://www.pref.saga.lg.jp/list00713.html>

佐賀県庁のホームページから移動

佐賀県庁ホームページ＞県政の運営＞選挙

(凡例)

法	……	公職選挙法
令	……	公職選挙法施行令
規則	……	公職選挙法施行規則

1 不在者投票管理者の心構え

不在者投票の制度は、選挙期日（投票日）に、業務への従事や用務又は疾病等のため歩行が困難等の理由が見込まれる選挙人のため、選挙期日の前に投票できるようにした制度です。

これは、一般投票の例外の制度であり、その投票手続が長期にわたって行われるため、特に厳格な手続が要求されています。

指定施設（指定病院、指定老人ホーム、指定身体障害者支援施設、指定保護施設）、刑事施設等（刑事施設、労役場、監置場）及び警察留置場（以下「指定施設等」といいます。）における不在者投票の管理に当たる各施設の長は、特に次の事項に留意して不在者投票の的確な事務を行うことが必要です。

- (1) 一般投票の例外の制度であるから、その取扱いを厳格にし、前もって事務分担などについて適切な計画をたて、円滑な事務処理ができるように検討する。
- (2) 投票管理の事務は、的確かつ迅速に処理することが要求されるので、勘や過去の経験に頼ることなく、常に法規、実例、判例等に従い、適正に処理する。
- (3) 投票事務の処理に当たっては、自由・公正・平等を基本として、投票の秘密保持を期し、また選挙人に威圧を加えることのないよう特に配慮する。
- (4) 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の職務懈怠罪等の罰則に触れることのないよう注意する。

なお、不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができないとされています。

2 不在者投票管理者となる者（令55）

- (1) 指定施設に入院（所）中の選挙人の不在者投票については、それぞれの指定施設の長が不在者投票管理者となります。

また、刑事施設等に収容中の選挙人の不在者投票については、刑事施設等の長が不在者投票管理者となります。（警察留置場の場合は、その留置業務管理者となります。）

- (2) 指定施設の長が候補者となった場合又は外国人である場合は、不在者投票管理者となることはできません。

このような場合や不在者投票管理者に事故があり欠けた場合は、各施設の長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。

3 不在者投票管理者の主な職務

不在者投票管理者は、不在者投票に関する手続の全てについて最終的な決定を行います。その主な職務は、不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行することですが、具体的には次のような職務があります。(P9、P38～39参照)

- (1) 選挙人の依頼により選挙人に代わり、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求する。(令50④)
- (2) 交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を選挙の種別等に留意して選挙人に渡す。(令53④)
- (3) 投票を行わせる前に、投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書(選挙人自らが請求する場合のみ)を点検する。(令58①②)
- (4) 投票立会人を選び、不在者投票に立ち会わせる。(令58③)
- (5) 代理投票の申請を受け、それを許すかどうかを決定する。(令58④)
- (6) 投票の終わった不在者投票を、選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致する。(令60)

4 不在者投票ができる者(法49条第1項)

- (1) 選挙期日(投票日)に、指定施設に入院(所)中の選挙人の場合

- ① 自ら属する投票区の区域内に指定施設がある場合

選挙期日に歩行が困難であると見込まれる者(「歩行が困難」とは、投票所に1人で歩いて行けない程度の者をいいます。)

→例えば選挙期日(投票日)は手術を行うのでその前に歩行可能の間に投票しようとする場合等

- ② 自ら属する投票区の区域外に指定施設がある場合

選挙期日にその指定施設に入院又は入所予定の者

- (2) 選挙期日に、刑事施設等又は警察留置場に収容中の選挙人の場合

刑事施設等法による刑事施設等及び警察留置場(警察署の留置所で刑事施設等に代用されるもの)に収容中の者のうち選挙権のある者(未決拘留中の刑事被告人、被疑者、拘留の刑の執行中の者及びいわゆる選挙犯罪以外の犯罪により罰金の刑又は科料の刑に処せられ、これを完納することができないために労役場に留置中の者等)

5 不在者投票のできる期間（令58）

- 選挙期日の告示（又は公示）の日の翌日から選挙期日（投票日）の前日までです。
（最高裁判所裁判官国民審査にあっては、原則として審査の告示の日の翌日から前日までです。）
- 不在者投票の時間は、午前8時30分から午後5時までです。

6 投票用紙等の請求の方法（令50）

（1）請求の時期

投票用紙等の請求は、選挙期日の告示（又は公示）の日以前からできます。

（最高裁判所裁判官国民審査にあっては、原則として審査の告示の日の翌日から前日までです。）

（2）請 求 先

選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長

ただし、「選挙人名簿登録証明書」の交付を受けた船員の場合は、**指定港**（規則別表第2 P4参照）の選挙管理委員会の委員長に対しても請求できます。（令51）

（3）請求に必要な文書

① 選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して請求する場合

ア 選挙人自ら請求する場合

（ア）選挙期日（投票日）に、不在者投票の事由に該当する旨を記入した「**請求書兼宣誓書**」
（P15参照）

（イ）船員の場合は、（ア）の他に名簿登録地の市町村選挙管理委員会が発行する選挙人名簿登録証明書

（ウ）指定施設等で投票を行いたい旨の申し立て（P15参照）

（エ）入場券（所持している場合のみ。）

（オ）都道府県議会議員又は知事の選挙においては、公職選挙法第9条第3項の規定により当該選挙の選挙権を有する者は、全国いずれかの市町村の長が発行した「引き続き当該都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書」、「転入先の市町村長が発行した住民票の写し」又は「引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認」

イ 指定施設等の長又はその代理人が選挙人に代わって請求する場合（代理請求）

(ア) 「投票用紙等の請求書」（P16参照）

(イ) 船員の場合は、(ア)の他に選挙人名簿登録証明書

(ウ) 入場券（所持している場合のみ）

(エ) 都道府県議会議員又は知事の選挙においては、公職選挙法第9条第3項の規定により当該選挙の選挙権を有する者は、全国いずれかの市町村の長が発行した「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」、「転入先の市町村長が発行した住民票の写し」又は(ア)の備考欄に「引続居住」と記載すること

◎ 指定施設等の長が選挙人に代わって投票用紙等を請求する場合（代理請求）は、入院（所）中の選挙人から、事前に「投票用紙等の請求依頼書」（P17参照）を必ずとおいてください。

→選挙人からの投票用紙等の請求の依頼がなければ、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。

② 選挙人が船員の場合に、指定港の選挙管理委員会の委員長に対して請求する場合

(ア) 投票用紙等の請求書

(イ) 選挙人名簿登録証明書

(ウ) 船員手帳（当該船員が実習生である場合には、公職選挙法第49条第7項に規定する船員手帳に準ずる文書）

（規則別表第2）

船員の不在者投票用紙等を交付する市町（指定港の所在市町）

佐賀市、唐津市、伊万里市、鹿島市、（杵島郡）白石町、（藤津郡）太良町

◎ 点字投票の請求について

視覚障害者の選挙人が、点字によって投票をしようとする場合は、選挙人自らが請求するときはその旨申し立ててください。

指定施設の長等が代理請求するときは、請求書の備考欄に「点字」と記載してください。

請求を受けた選挙管理委員会では「点字投票」の表示をした投票用紙を送付します。

7 投票記載場所の設備（令58④）

- (1) 不在者投票は、施設内の不在者投票管理者が管理する場所で行われなければなりません。

また、投票記載場所については、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように秘密の保持に特に注意するとともに、投票用紙の交換その他不正が行われないようにするため、相当の設備をしなければなりません。（下図参照）

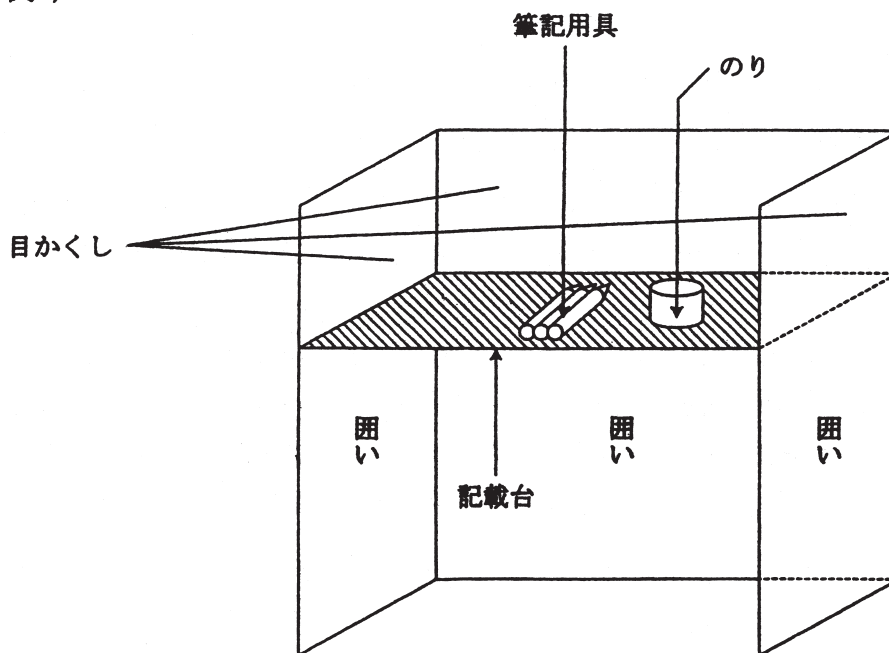
- (2) 投票記載場所に候補者の氏名等が記載されたポスターや自ら候補者の氏名を書いたはり紙等は掲示することはできません。

なお、選挙人から候補者の氏名等が書かれた文書の提示の要求があった場合は、投票記載場所の外で選挙公報（公報が届く前は、県選管ホームページの候補者名簿）又は新聞の切り抜きを見せる等により対応してください。

- ◎ 重症患者等で歩行困難な状態にある場合は、ベッドの上で投票させることができますが、その際は指定施設の長（不在者投票管理者）及び投票立会人が必ず立ち会い、また秘密の保持には特に注意してください。

なお、この場合、ベッドのある室内には選挙運動用ポスターは掲示できないとされています。

（設置例）



8 不在者投票の方法

(1) 不在者投票をさせる前にしなければならないこと

- ① 指定施設等の長が選挙人に代わって投票用紙等を請求した場合、受け取った投票用紙等は直ちに選挙人に交付してください。(あらかじめ日にちを定めて投票させる場合は、その際に交付しても結構です。)

② 投票用紙等の点検 (令58①)

市町村の選挙管理委員会から送付されるものは、

(7) 投票用紙

(イ) 投票用封筒 (外封筒、内封筒) (P18、P19参照)

本人請求の場合は、以上の他に、

(ウ) のり付けされた「不在者投票証明書」(P20参照) 入り封筒 (P19参照)

これらの点検は、次のとおり行います。

ア 提示させた投票用紙は所定のものか。何も記入されていないか。点字投票の場合は「点字投票」の表示があるか。

イ 外封筒には選挙名は記載してあるか。選挙管理委員会印はもれていないか。

ウ 本人請求による場合、不在者投票証明書入り封筒は途中で開破された形跡はないか。

→開破されているときは、選挙人が誤って開破したかどうかにかかわらず投票させることはできません。

(2) 投票するときの手続 (令58)

① 選挙人本人が投票する場合

ア 投票の記載場所において、投票用紙に候補者1名の氏名(※)を記載させます。

イ この投票用紙を、まずそれぞれの選挙、国民審査の内封筒に入れて封をさせます。

ウ さらにこの内封筒をそれぞれの選挙、国民審査の外封筒に入れて封をさせ、この外封筒の表面にそれぞれ署名をし、提出させます。

エ 以上のことは、すべて選挙人本人に行わせます。また、選挙人が、投票用紙等を自室に持ち帰って記載することのないよう注意してください。

※ 衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、衆議院名簿届出政党等の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称、最高裁判所裁判官国民審査にあつては、やめさせた方がよいと思う裁判官についてその名の上の欄に×印

◎ 点字投票の際の外封筒の表面の署名について

外封筒の表面の署名は、内封筒を外封筒に入れる前に点字を打たせてください。

② 代理投票を希望する選挙人がある場合

ア 代理投票ができる選挙人（法48）

選挙人が、心身の故障その他の事由により、自ら候補者の氏名（※）を書くことができないときは、不在者投票管理者に申請して代理投票ができます。

イ 代理投票の方法（令58④）

不在者投票管理者が、立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから代理投票の補助者2人を決めます。

その補助者2人のうちの1人の立会いの下に、もう一方の1人に投票記載場所で選挙人の指示する候補者1人の氏名（※）を記載させてください。

次に、これを選挙人に確認させたうえ、それぞれの選挙、国民審査の**内封筒**に入れて封をさせ、これを更にそれぞれの選挙、国民審査の**外封筒**に入れて封をさせ、その表面に選挙人の氏名を記載させて直ちに提出させてください。

ウ 代理投票の仮投票（令58④）

代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聴いて代理投票を拒否することができます。

なお、代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき及び代理投票をさせることについて立会人に異議があるときは、代理投票の仮投票をさせなければなりません。

代理投票の仮投票の場合、代理投票の補助者のうち、投票用紙に候補者の氏名を記載した者に、選挙人の氏名を記載させるほか、その者（代理記載人）の氏名を外封筒の表面の左下段に記載させた上、提出させてください。

エ 代理投票をさせた場合の報告書の提出

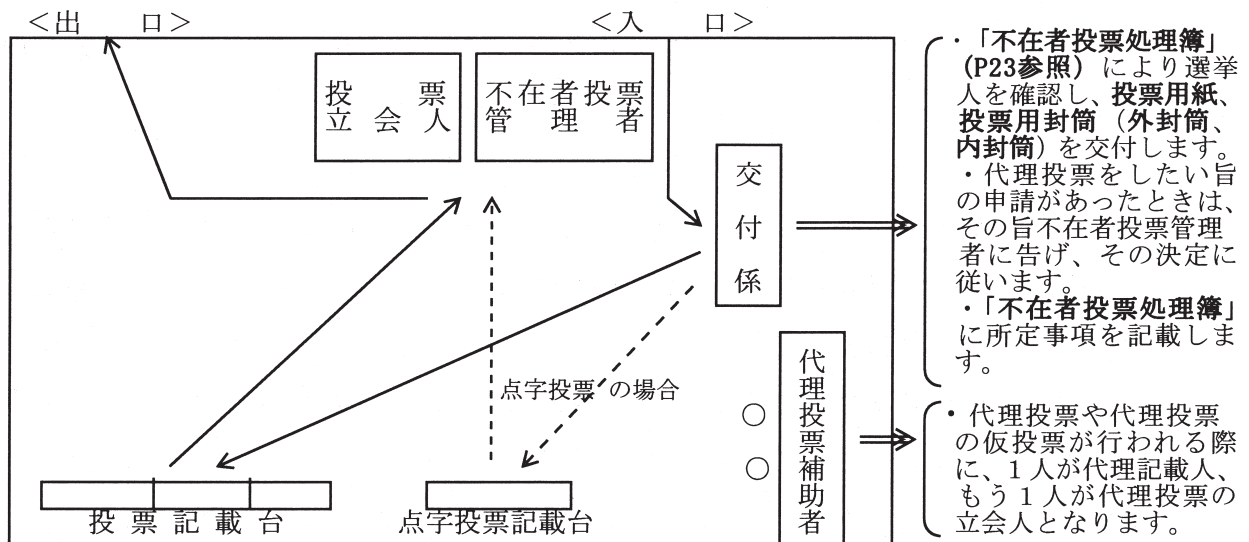
代理投票をさせた場合、名簿登録地の選挙管理委員会に投票用紙等を送付する際に、**送致用封筒**（P22参照）に「**代理投票報告書**」（P21参照）を同封してください。

「**代理投票報告書**」には、代理投票をした選挙人、代理投票の補助者2人（代理記載人、代理投票の立会人）の氏名等を必ず記載してください。

※ 衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、衆議院名簿届出政党等の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称、最高裁判所裁判官国民審査にあつては、やめさせた方がよいと思う裁判官についてその名の上の欄に×印

9 投票立会人（令58③）

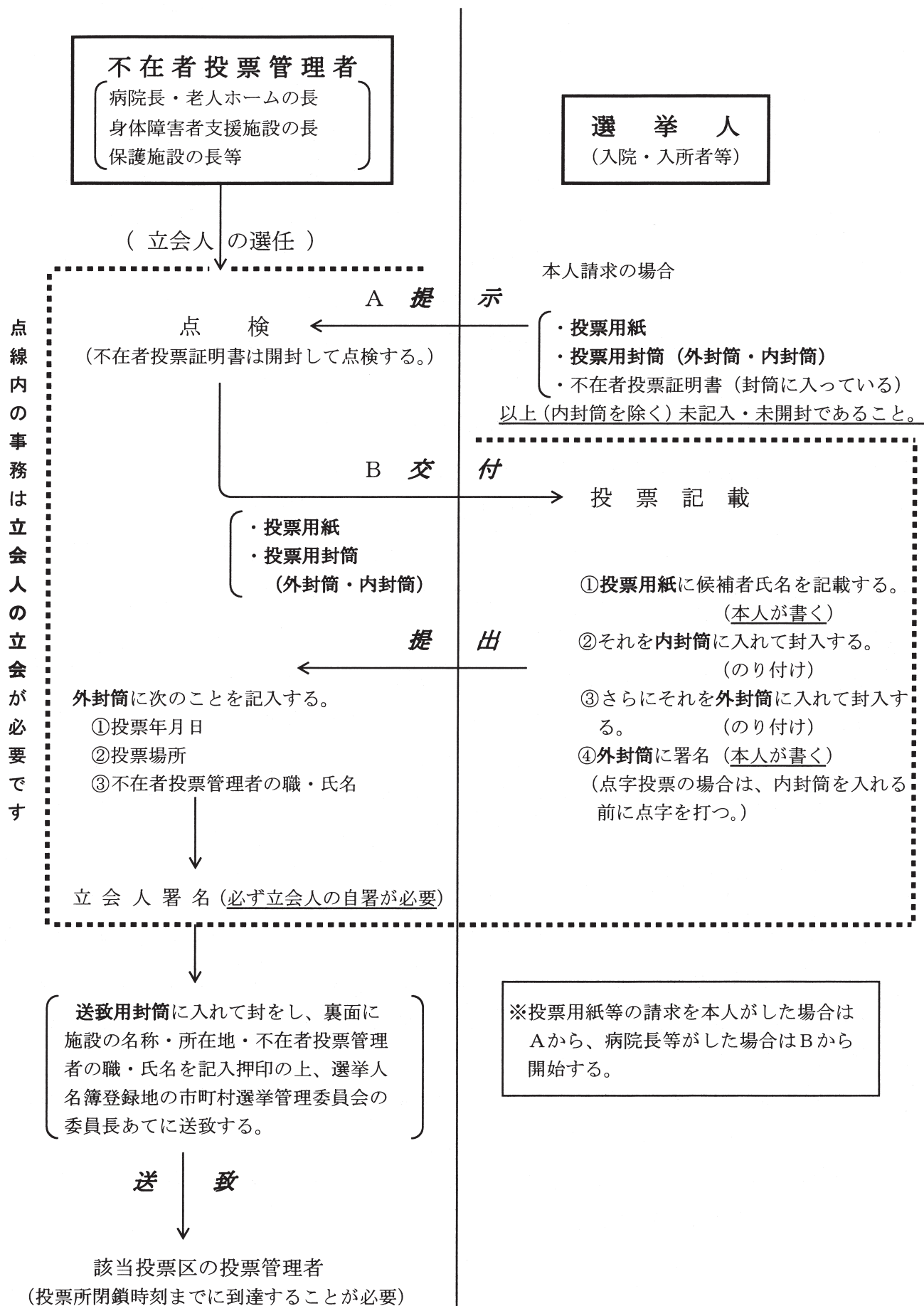
- (1) 不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する者を必ず1人以上立ち合わせなければなりません。また、市町の選挙管理委員会が選定した者（外部立会人）を立ち合わせることもその他の方法により、不在者投票の公正な実施に努めねばなりません。
- (2) 立会人のない投票は無効とされます。また、不在者投票管理者、不在者投票事務従事者及び代理投票の補助者が、立会人を兼ねることはできません。



10 不在者投票の送致（令60）

- (1) 不在者投票管理者が選挙人から投票を受け取った場合の送致の手順は、次のとおり
- ① 不在者投票管理者は、外封筒（P18参照）の裏面に、投票した年月日及び投票場所を記載し、かつ、これに記名の上、立会人に必ず自書で署名させる。
 - ② ①の手続きの終わった外封筒を、送致用封筒（P22参照）又は他の適当な封筒に入れて封をし、その封筒の表面に投票用紙が在中する旨を明記し、その裏面に記名して印を押す。
 「不在者投票証明書」（P20参照）がある場合は、それも同封する。
 - ③ 直ちにこれを選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致するか又は郵便等で送付する。
- (2) 不在者投票は、名簿登録地の投票管理者が投票箱を閉じる時刻までに届かないと無効とされますので、できるだけ早めに送致してください。
- 通常は、投票箱が閉じられるのは、選挙期日（投票日）の午後8時までですが、一部の投票所では、その時刻が繰り上げられていますので、注意が必要です。
- (3) 代理投票があった場合は、必ず「代理投票報告書」（P21参照）を添付して送致してください。

※ 不在者投票管理者の管理事務の流れ



11 不在者投票の処理

指定施設内での不在者投票については、その都度「不在者投票処理簿」(P23参照)に記載して、確実な処理を行ってください。

12 不在者投票の変更

- (1) 不在者投票をしようとして投票用紙等の交付を受けた選挙人が、選挙期日（投票日）の前日までに不在者投票をしなかったときは、その投票用紙等（本人請求の場合は、不在者投票証明書を併せて）を自己の属する市町村の投票区の投票管理者に返却し、その投票所において一般の投票をすることができます。
- (2) 不在者投票をせず、投票所においても投票しなかったときは、速やかに投票用紙等をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返却しなければなりません。

13 経費の請求

指定施設等の長は、不在者投票の所定の手続きが終了した場合は、「不在者投票特別経費請求書」(P24参照)に「不在者投票名簿」(P25参照)等を添えて、次ページの請求区分に応じて、都道府県又は市町村の選挙管理委員会事務局あてに提出してください。

請求者（不在者投票管理者である指定施設等の施設長）と口座名義人が異なる場合は、「委任状」(P26参照)の添付が必要となります。

経費については、以下のとおりです。

- ①実際に投票をした選挙人1人につき、1, 236円

→投票用紙の交付を受けても実際に投票しなかった選挙人については、経費の請求はできません。

- ②市町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせるために要する経費は1日につき、最大12, 400円

14 不在者投票施設の変更及び指定取消し

- (1) 不在者投票のできる施設として指定を受けている指定施設が、所在地、投票記載場所、ベッド数、収容定員等に変更があったときは、直ちに「変更届」(P35参照)と「指定申請」(P37参照)を、名称のみの変更の場合は「変更届」を県選挙管理委員会に提出してください。

- (2) 施設を廃止したとき等指定の取消しを受けようとする場合は、直ちに「指定取消届」(P36参照)を県選挙管理委員会に提出してください。

なお、いずれも市町の選挙管理委員会を経由する必要はありませんので、直接県選挙管理委員会に提出してください。

不在者投票特別経費請求の必要書類等一覧

不在者投票特別経費の請求を行う場合の必要書類及び請求先は以下のとおりです。

＜必要書類＞

N O	書類名	備考
1	不在者投票特別経費請求書（P24 参照）	
2	不在者投票名簿（P25 参照）	
3	委任状（P26 参照）	請求者（不在者投票管理者）と 口座名義人が異なる場合のみ
4	不在者投票立会実績表（P27 参照）	市町村が選定した外部立会 人を立ち会わせた場合のみ
5	謝金及び旅費の受領確認書（P28 参照）	同上
6	立会人に係る市町村の選定通知書の写し	同上

＜請求先（上記書類の提出先）＞

（１） 都道府県知事に対して請求するもの

- ① 衆議院議員総選挙（最高裁判所裁判官国民審査を含む）及び衆議院議員補欠選挙
- ② 参議院議員通常選挙及び参議院議員補欠選挙
- ③ 知事選挙
- ④ 都道府県議会議員選挙

（注１）衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙において、投票者が他の都道府県の選挙人であった場合は、佐賀県内の指定病院等は、佐賀県知事あてに請求してください。

（注２）①、②のうち、他の都道府県の選挙区における補欠選挙及び③、④の他の都道府県の選挙の場合は、その都道府県知事に請求してください。

＜請求先＞

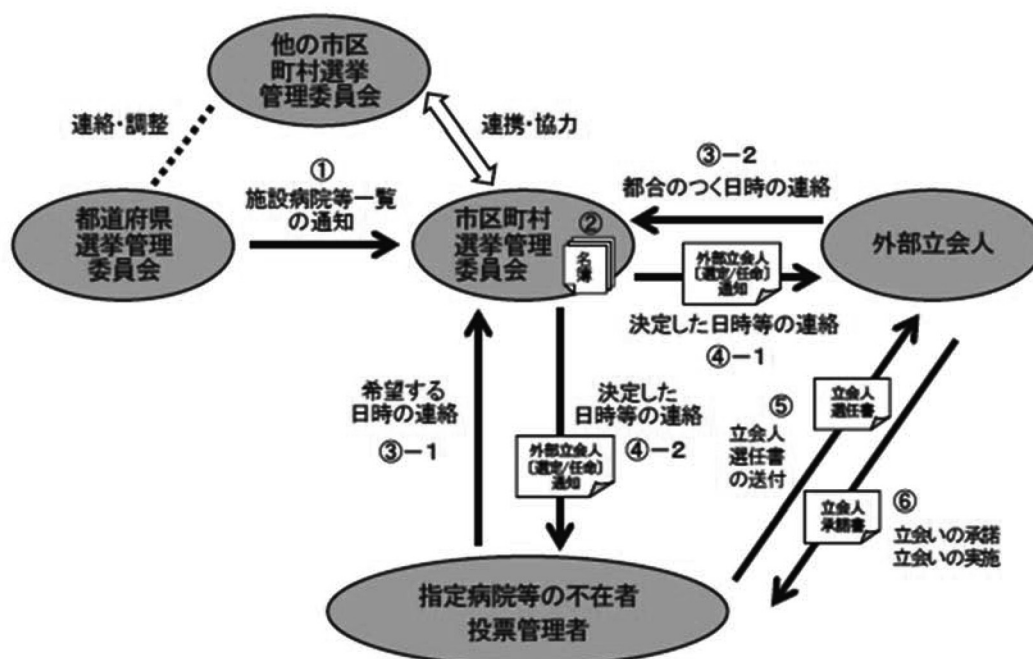
〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県市町支援課内
佐賀県選挙管理委員会事務局（0952-25-7025）

（２）市町村に対して請求するもの

- ①市町村長選挙
- ②市町村議会議員選挙

15 指定施設等における不在者投票の外部立会人に係る事務の流れ

(参考例)



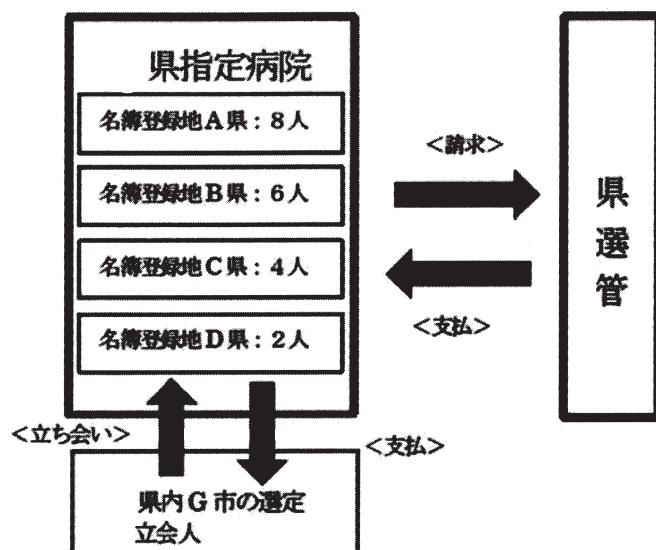
<指定病院等の不在者投票管理者が行う主な事務>

- (1) 市町選挙管理委員会に、外部立会人を希望する旨(希望日時等)連絡する。(表③-1)
- (2) 市町選挙管理委員会から外部立会人の「選定(任命)通知」を受ける。(表④-2)
- (3) 指定病院等の不在者投票管理者は、外部立会人を選任し、外部立会人本人に対し、「立会人選任書」(P33 参照)及び「立会人承諾書」(P34 参照)を送付する(表⑤)
- (4) 外部立会人から、「立会人承諾書」を受ける。(図⑥)

<注意>

- (1) 市町選挙管理委員会によっては、事務の流れが異なる場合がありますので、外部立会人を希望する場合は、あらかじめ市町選挙管理委員会に御連絡いただき、事務の流れを確認してください。

16 指定施設等における外部立会人に係る経費の請求方法について



<指定病院等の不在者投票管理者が行う主な事務>

- (1) 外部立会人が投票に立ち会った場合は、「不在者投票立会実績表」(P27 参照)を作成し、県選挙管理委員会へ提出してください。
- (2) 外部立会人が投票に立ち会った場合は、指定病院等の不在者投票管理者から外部立会人へ経費(※算出方法については、次ページ参照)を支払ってください。支払方法は、現金直接払いでも口座振り込みでも可能ですが、必ず外部立会人から「受領確認書」(P28 参照)を取ってください。
- (3) 支払った経費は、「不在者投票特別経費請求書」(P24 参照)により、県選挙管理委員会に請求してください。(※指定病院等において、次ページの算出方法以上の経費を外部立会人に支払った場合であっても、県に請求できるのは、算出額が上限です。)

<注意>

- (1) 市町職員等の公務員(市町選管が特別職の公務員として任命した外部立会人を含む。)が立会を行った場合は、経費の請求はできません。(立会人への費用の支払はありません。)
- (2) 「不在者投票特別経費請求書」には、外部立会人に係る「市町の選定通知書の写し」、「受領確認書」を添付してください。
- (3) 実績表や請求書は、記入例(P29～P31 参照)に沿って、作成してください。

17 外部立会人に係る経費の算出方法

- ・外部立会人に係る経費＝12,400 円×（外部立会人が従事した日数）
＋12,400 円/8.5 時間×（外部立会人が従事した時間）

※1 回当たりの従事時間が 7 時間以下の場合で、1 時間未満の端数があるときは、1 時間に切り上げてください。

※1 回当たりの従事時間が 7 時間を超えて、8.5 時間未満の場合は 1 日としてください。

※上記の式で算出された経費は、謝金及び旅費を含みますので、注意してください。

外部立会人経費算出早見表

立会した通算時間	実績表に記載する時間	請求金額
1 時間以下	1 時間	1,459 円
1 時間を超え、2 時間以下	2 時間	2,918 円
2 時間を超え、3 時間以下	3 時間	4,376 円
3 時間を超え、4 時間以下	4 時間	5,835 円
4 時間を超え、5 時間以下	5 時間	7,294 円
5 時間を超え、6 時間以下	6 時間	8,753 円
6 時間を超え、7 時間以下	7 時間	10,212 円
7 時間を超え、8.5 時間未満	1 日	12,400 円

※7 時間を超え、8.5 時間未満の立会は 1 日分の経費を請求できます。

※複数日に立会をした場合は、その立会通算時間により請求します。

例：1 月 5 日に 3 時間 30 分、1 月 8 日に 5 時間立ち会った場合

実績表に記載する時間はそれぞれ、1 月 5 日は 4 時間、1 月 8 日は 5 時間となる。

外部立会人が請求できる金額は、

5,835 円（4 時間分）＋7,294 円（5 時間分）＝13,129 円となる。

【お願い】

不在者投票特別経費の請求時に、県から配布している「不在者投票請求用封筒」及び「不在者投票送致用封筒」を使用している施設がありました。特別経費の請求時等は上記以外の一般の封筒を使用していただくようお願いします。

(別記様式第1号)

不在者投票請求書兼宣誓書

私は、選挙の当日、下記のいずれかの不在者投票事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病・負傷・出産・老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名		生年月日	明治 昭和	大正 平成	年	月	日生
現 住 所							
選挙人名簿に記載 されている住所	(現住所と異なる場合のみ記載してください)						

不在者投票を行う場所	
------------	--

私は、上記の事由によって、不在者投票を行いたいので、投票用紙及び投票用封筒を交付されるよう請求します。

市
町 選挙管理委員会委員長 様
村

※以下記入しないこと

投 票 区	町 名	名 簿	交付年月日	投票受理年月日	整 理 番 号
		頁数			
		番号			

請 求 書

(代理請求)

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名	生年月日	備考	投票区	町 名	名簿番号	交付月日	投票受理月日	整理番号
							・	・	
							・	・	
							・	・	
							・	・	
							・	・	

※選挙人から点字によって投票をする旨の申立ての依頼があった場合は、※右側には記入しないこと。

備考欄に「点字」と記載すること。

※都道府県の議会の議員又は長の選挙において、公職選挙法施行令第50条第5項の申請をする場合は、備考欄に「引続居住」と記載すること。

上記の選挙人は、令和 年 月 日執行の 選挙の当日、当

にあるため、当 において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項

(第51条第2項)において準用する第50条第4項)の規程による依頼があったので、上記の選挙人に代わって、

投票用紙(船員の不在者投票用紙)及び投票用封筒の交付を請求します。

令和 年 月 日

所 在 地

船舶その他施設の名称

不在者投票管理者氏名
(代理人による請求の場合は、併せてその氏名)

県 市 町 選挙管理委員会委員長 様
郡 村

(別記様式第3号)

依 頼 書

令和 年 月 日執行の 選挙
の当日、投票所に行って投票することができないため、
当 において不在者投票をしたいので、
投票用紙及び投票用封筒を請求していただくよう依頼します。

令和 年 月 日

(不在者投票管理者：施設等の長)

様

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名	生年月日	印

(別記様式第4号)

国政選挙及び県知事・県議会議員選挙の場合
県選挙管理委員会の印が刷り込んである。
(指定港から交付されたものを除く。)

[おもて]

[う ら]

選管が記載している。

選挙人が船員の場合、指定港市町の
選管が記載している。その他の場合
は記入は不要

選挙

不在者投票

(外 封 筒)

市 町 選 挙
管 理 委 員 会
印

(市)
(町)

□在外選挙人の投票に使用
在外選挙人氏名
必ず投票者が署名する。(代理投票の場合は
代理記載人が投票者の氏名を記載する。)

投票者氏名

甲野太郎

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いて
ください。

(代理記載人氏名)

注意 代理投票の仮投票の場合のみ代理
記載人欄の氏名も書いてください。

投票区	住 所	名簿番号	整理番号

選管が記載している。

不在者投票
立 会 人

不在者投票
管 理 者

投票年月日
投票場所

氏 名

職 氏 名

丙野 三郎

葉隠病院長

乙野 次郎

令和〇〇年〇月〇日
佐賀市城内二丁目一番一〇号葉隠病院事務室

交付市町名 佐賀県 年 月 日
交付年月日 令和 年 月 日
船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名 郡市 村町

注意 立会人が自分で書いてください。

投票後、不在者投票管理者が記載する。(ゴム印でも可)

投票後、立会人が署名する。
(ゴム印使用不可)

(内 封 筒)

注意 この封筒には、何も記載しないでください。
この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封を
したうえ、外封筒に入れてさらに封をしてく
ださい。

選挙人

注意 この封筒は、開かずそのまま不在者投票管理者に提出してください。
開封すると不在者投票はできません。

← 選管が記載している。

不在者投票証明書在中

(別記様式第7号)

不在者投票証明書

選挙人の氏名		選挙人の 生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生
投票をしようとする 病院、老人ホーム その他の施設の 名称	(施設の所在地) 市 県 町 番地 郡 (施設名)			
その他の事項	(本人であるかどうかの認定について参考となるべき事項があるとき記載)			
選挙	令和 年 月 日執行 選挙			

上記のとおり証明する。

令和 年 月 日

佐賀県 郡 町 選挙管理委員会

委員長

印

(別記様式第8号)

代理投票報告書

選挙人氏名	投票月日	補助者氏名		備考

上記の選挙人は、令和 年 月 日執行の
選挙において、当 で
不在者投票の代理投票をしたので報告します。

令和 年 月 日

所在地

投票所又は指定病院等名

管理者氏名

印

県 市 町 選挙管理委員会委員長 様
郡 村

※ この報告書は、不在者投票に添付し、選挙人の属する市町村選挙管理委員会委員長に送付する。

[おもて]

県

郡市

村町

選挙管理委員会委員長様

選挙用務

選挙不在者投票在中

不在者投票送致用封筒

[う ら]

佐賀県

指定病院等の名称

不在者投票管理者

職名

氏名

郡市

町

印

(令和) 年 月 日 執行 (選挙)

○ 不在者投票のてん末を明らかにするために、必ずこの処理簿に記載し、施設内に保管してください。

○ 投票用紙等を請求して、その交付を受け、退院（退所）、外泊等により、不在者投票のできる期間内に投票しなかった人については、その旨（例：退院のために返還）備考欄に記載し、直ちにその投票用紙等は、交付を受けた市町村選挙管に返送してください。

不在者投票特別経費請求書

金 額	百	十	万	千	百	十	円

令和 年 月 日執行の

選挙の不在者投票特別経費として

〔 一人当たり経費 @ 1, 2 3 6 円 × 人 = _____ 円 〕

〔 立会人に係る経費 @ 1 2, 4 0 0 円 × 日 = _____ 円 +
 @ $\frac{12,400\text{円}}{8.5\text{時間}}$ × 時間 = _____ 円 = _____ 円 〕

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

【不在者投票管理者】

郵便番号				—				
住所又は所在地								電話番号 () —
(ふりがな)								
法人名								
(ふりがな)								
病院又は老人ホーム その他の施設の名称								
(ふりがな)								
病院又は老人ホーム その他の施設の長の氏名	職							氏名

佐 賀 県 知 事 様

【振込み先】

金融機関名	銀行 ()	支店 所	金融機関コード
預金種別 (○で囲む)	1 : 普通預金 (総合口座を含む) 2 : 当座預金 3 : その他 ()	口座番号 (右詰め)	
名義カナ (30文字)			
口座名義人			

- ※ 請求の際には、立会人に係る市町村の選定通知の写し、謝金及び旅費の受領確認書を添付してください。
 ※ 金融機関コードは記入不要です。
 ※ 請求者と口座名義人 (受領者：役職名が異なる場合も含む) が異なる場合は、委任状の添付が必要です。

(別記様式第12号)

不 在 者 投 票 名 簿

住 所 又 は 所 在 地

法 人 名

病院又は老人ホーム
その他の施設の名称

病院又は老人ホーム
その他の施設の長の氏名

職

氏名

整 理 番 号	不在者投票者氏名	投票用紙等 請 求 先 市 町 村 名	不在者投票 年 月 日	不在者投票 送致年月日	備 考

- 不在者投票特別経費請求書に添付してください。
- 実際に不在者投票した選挙人のみ記入してください。

同じ法人内であっても、請求者と振込先の口座名義人が異なる場合（同一人物であっても役職名が異なる場合も含む）は、この様式が必要です。

令和 年 月 日

委任状

（受任者）住所

氏名

上記の者を代理人と定め、佐賀県から私に支払われる
令和 年 月 日執行の 選挙の
不在者投票特別経費の受領の権限を委任します。

（委任者：不在者投票管理者）

住所又は所在地

法人名

施設の名称

施設の長の氏名 職 氏名

（担当部署連絡先等）

担当部署 責任者 職 氏名

担当者 職 氏名

連絡先（電話番号）

※（委任者：不在者投票管理者）の欄は、請求書と同じように記入してください。

不在者投票立会実績表

住 所 又 は 所 在 地

法 人 名

病院又は老人ホーム
その他の施設の名称

病院又は老人ホーム
その他の施設の長の氏名 職

氏名

施設名	立会人氏名	立会日	立会時間	日数	時間数
合 計					

- ※ 1回当たりの従事時間が7時間以下の場合で、1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げて記載してください。
- ※ 1回当たりの従事時間が7時間を超える場合は1日としてください。

受領確認書

受領金額 _____ 円

令和 年 月 日執行の
選挙不在者投票外部立会人に係る謝金及び旅費として
上記金額を受領しました。

令和 年 月 日

施設名

施設長名

様

立会人名

<記載例>

注1 請求金額は請求書1枚にまとめて
請求してください。

注2 できるだけ指定用紙に書きまし
て
ください。

※ゴム印使用可
※ハンコン等で作成する場合は項目
を省略しないでください。

注3 県現地機関及び県警においては、
不在者投票名簿に基づき県からの
交付決定通知を受理後、調停（納
付書発行）を行ってください。

注4 記入事項の訂正はできません。
※ 修正液使用不可

注5 公務員（市町選管が特別公務員と
して任命した立会人を含む）が立
会を行った場合は、立会人に係る
経費の請求はできません。

注6 日付は記入しないでください。
※ 県の交付決定日以降の日付にな
りますが、病院・施設側が提出
する時点ではその日付が未定で
あるため。

委任状⑥欄と一致

注7 県からの公金の振込は完全一致が
求められますので、十分確認のう
え記入してください。

委任状④欄と一致

不在者投票特別経費請求書

金額	¥	7	9	3	4	6
----	---	---	---	---	---	---

令和 年 月 日 執行の

選挙の不在者投票特別経費として

一人当たり経費 @ 1,236円 × 40人 = 49,440円

立会人に係る経費 @ 12,400円 × 1日 = 12,400円 +

12時間 = 17,506円 = 29,906円

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

10,900円には
謝金及び旅費を含む。

【不在者投票管理者】

郵便番号	〒										
住所又は所在地											
(ふりがな)											
法人名											
(ふりがな)											
病院又は老人ホーム その他の施設の名称											
(ふりがな)											
氏名											
職											
電話番号											

佐賀県知事様

【振込み先】

金融機関名	銀行	支店	所
預金種別 (○で印む)	1: 普通預金 (総合口座を含む)	2: 当座預金	3: その他 ()
名義カナ (30文字)			
口座名義人			

※ 請求の際には、立会人に係る市町村の選定通知の写し、謝金及び旅費の受領確認書の写しを添付してください。

※ 金融機関コードは記入不要です。

※ 請求者と口座名義人（受領者：役職名が異なる場合も含む）が異なる場合は、委任状の添付が必要です。

注8 右詰めで「¥」を先頭に記入して
ください。

注9 病院や施設などで不在者投票を行
った日ではなく、必ず選挙の執行
年月日とすること。

注10 「不在者投票名簿」の数と一致す
ること。

注11 日数単位の請求がある場合記入す
る。
「不在者投票立会実績表」の日数
の合計と一致する。

注12 時間単位の請求がある場合は記入
する。
「不在者投票立会実績表」の時間
数の合計と一致する。

注13 1円未満は四捨五入する。

注14 「不在者投票名簿」「不在者投票
立会実績表」の記入内容と一致す
ること。

注15 法人理事名ではなく、施設長名
【例：院長〇〇 園長〇〇】を記
入してください。

注16 通帳記載のカナと完全一致させて
ください。（濁点、半濁点は1文
字として数えます。）

注17 通帳に記載されている名義をフル
ネームで記入してください。
（法人名や役職名の有無について
はよく注意してください。）

<記載例>

注1 県ではこの各簿に基づき交付決定を行い病院や施設に通知します。県現地機関及び県警においては、交付決定通知受領後に調停（納付書発行）を行ってください。

注2 この不在者投票名簿については、様式が同じであれば病院・施設でパソコン等で作成したもので結構です。ただし、項目を省略しないでください。

注3 市町選挙管理委員会事務局職員が立会を行った場合は、記載の必要はありません。

不在者投票立会実績表

住所又は所在地

法人名

病院又は老人ホーム
その他の施設の名称

病院又は老人ホーム
その他の施設の長の氏名 職

氏名

施設名	立会人氏名	立会日	立会時間	日数	時間数
	〇〇 〇〇	7月10日	8:00~17:00	1	
		7月11日	9:00~15:30		7
	△△ △△	7月12日	9:00~13:20		5
合 計				1	12

注4 法人理事長名ではなく施設長名を記入してください。

注5 「立会時間」には投票前の打合せ等投票立会に係る準備の時間も含めてください。

注6 「不在者投票特別経費請求書」の立会人に係る経費の日数と一致する。

注7 「不在者投票特別経費請求書」の立会人に係る経費の時間数と一致する。

※ 1回当たりの従事時間が7時間以下の場合で、1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げて記載してください。
 ※ 1回当たりの従事時間が7時間を超える場合は1日としてください。

(記載例)

(注意 1)
できるだけ、この指定用紙に
書き添えてください。
※ 手書きで記入してください。
※ パソコンで作成する場合は、
項目を省略しないでください。

(注意 2)
① 欄、② 欄は、「不在者投票特別経費請求書」の
記載例に示した箇所を指します。

(注意 3)
病院や施設などで不在者投票を
行った日のことではなく、必ず
選挙の執行年月日とすること。

同じ法人内であっても、請求者と振込先の口座名義人が異なる場合（同一人物であっても受取人名義が異なる場合
も含む）は、この様式が必要です。

令和 年 月 日	
委任状	
(受任者) 住所	
氏名	住所又は所在地
上記の者を代理人と定め、佐賀県から私に支払われる 令和 年 月 日 執行の 選挙の 不在者投票特別経費の受領の権限を委任します。	
(委任者：不在者投票管理者)	
住所又は所在地	
法人名	施設の名前
施設の名	氏名
施設の長の名前	
職	
氏名	
(担当部署連絡先等)	
担当部署	担当部署責任者
担当者氏名	担当者の役職
連絡先 (電話番号)	③

① 口座名義をフルネームで
記入してください。

② 全て省略せずに記入して
ください。

③ 責任者と担当者が同一の場合も省略
せずに記入してください。場合によっては、
委任状の内容に疑義がある場合には、
担当部署へ確認の電話を差し上げる
ことがあります。

※ (委任者：不在者投票管理者) の欄は、請求書と同じように記入してください。

年 月 日

(市町) 選挙管理委員会 へ

(施設名) 長 ○○ ○○

外部立会人の選定について (依頼)

当方においては、下記のとおり、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の規定に基づき、不在者投票を行う予定ですので、同条第10項の規定に基づく立会人の選定をお願いいたします。

記

日時：

場所：

施設名：

年 月 日

立 会 人 選 任 書

〇 〇 〇 〇 殿

(指定施設名)

(指定病院等の長)

⑩

あなたを、下記のとおり、令和 年 月 日執行の
選挙について、指定病院等における不在者投票の立会人に選任します。

なお、当日は、立会開始時刻の _____ 分前までに _____ に、
おいでください。

また、経費の支払いに必要となりますので、印鑑をお持ちください。

記

立会日時： 年 月 日 () : ~ :

不在者投票の実施場所：

年 月 日

立 会 人 承 諾 書

(指定施設の長) あて

(住 所)

(電話番号)

(氏名(自署))

印

下記のとおり、令和 年 月 日執行の 選挙について、
指定病院等における不在者投票の立会人となるべきことを承諾します。

記

立会日時： 年 月 日 () : ~ :

不在者投票の実施場所：

年 月 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 様

施設名
所在地
施設長



不在者投票を行うことができる施設の変更について

下記のとおり変更しましたので、公職選挙法事務規程第38条第4項の規定により届け出ます。

記

1 変更事項

2 内容

(1) 新

(2) 旧

年 月 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 様

施設名
所在地
施設長



不在者投票を行うことができる施設の指定取消しについて

下記の理由により不在者投票を行うことができる施設としての指定取消しを受けたいので公職選挙法事務規程第38条第5項の規定により届け出ます。

記

年 月 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 様

施設名
施設長



不在者投票を行うことができる施設の指定申請について

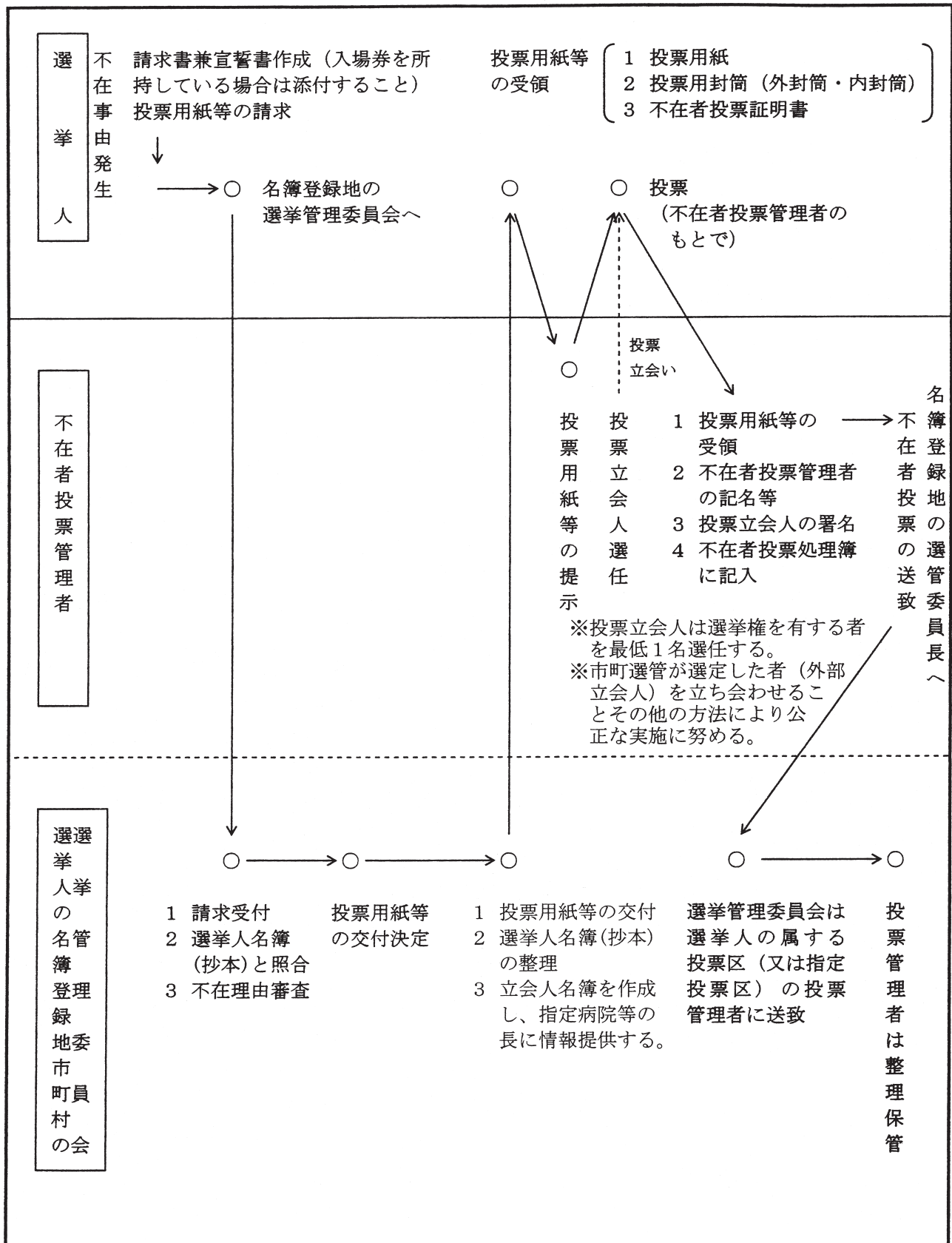
公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定により当施設を不在者投票のできる施設として指定されるよう公職選挙法事務規程第38条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

(ふりがな) 名 称		設 立 年 月 日	年 月 日
所 在 地	(〒 -) (電話番号 - -)		
設 置 主 体 経 営 主 体			
施 設 長 の 名 職 ・ 氏		事 務 担 当 者 の 職 ・ 氏 名	
収 容 定 員	人	現 収 容 数	(うち成人 人)
施 設 の 種 類 診 療 科 目 事 業 内 容		収 容 室 数 敷 地 の 面 積 建 物 の 面 積	延べ 延べ 室 m ² m ²
職 員 数	医師 事務 人	看護師 その他 人	人
投 票 記 載 所 の 名 称 及 び 面 積	m ²		
指 定 申 請 の 理 由			

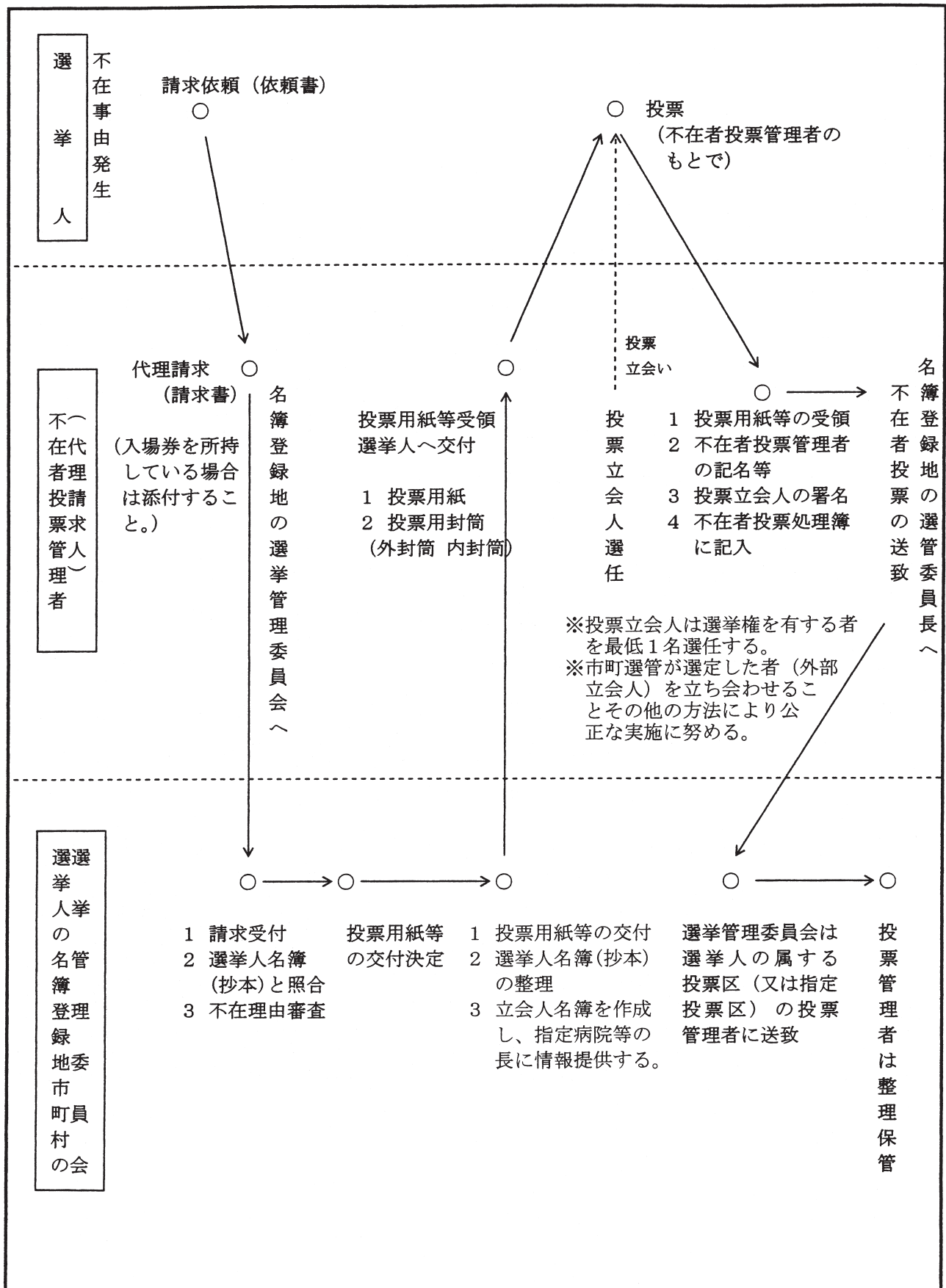
添付書類 ※開設許可書の写し ※施設の平面図 ※投票記載所の平面図
以上各2部

指定病院等における不在者投票手続

1 本人請求の場合（船員を除く。）



2 代理請求の場合（船員を除く。）



市町選挙管理委員会所在地等一覧（佐賀県）

（令和7年4月1日現在）

市 町 村 名	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号
佐 賀 市	佐賀市栄町1番1号	840-8501	0952-40-7330
唐 津 市	唐津市西城内1番1号	847-8511	0955-72-9163
鳥 栖 市	鳥栖市宿町1118番地	841-8511	0942-85-3507
多 久 市	多久市北多久町大字小侍7番地1	846-8501	0952-75-4829
伊 万 里 市	伊万里市立花町1355番地1	848-8501	0955-23-2027
武 雄 市	武雄市武雄町大字昭和12番地10	843-8639	0954-23-9211
鹿 島 市	鹿島市大字納富分2643番地1	849-1312	0954-63-3418
小 城 市	小城市三日月町長神田2312番地2	845-8511	0952-37-6114
嬉 野 市	嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地	849-1492	0954-66-9111
神 埼 市	神崎市神埼町鶴3542番地1	842-8601	0952-37-0100
吉 野ヶ 里 町	神埼郡吉野ヶ里町吉田321番地2	842-8501	0952-37-0330
基 山 町	三養基郡基山町大字宮浦666番地	841-0204	0942-92-7915
上 峰 町	三養基郡上峰町大字坊所383番地1	849-0123	0952-52-2181
み や き 町	三養基郡みやき町大字東尾737番地5	849-0113	0942-89-1651
玄 海 町	東松浦郡玄海町大字諸浦348番地	847-1421	0955-52-2111
有 田 町	西松浦郡有田町立部乙2202番地	849-4192	0955-46-2111
大 町 町	杵島郡大町町大字大町5017番地	849-2101	0952-82-3111
江 北 町	杵島郡江北町大字山口1651番地1	849-0592	0952-86-2111
白 石 町	杵島郡白石町大字福田1247番地1	849-1192	0952-84-7111
太 良 町	藤津郡太良町大字多良1番地6	849-1698	0954-67-0129

佐 賀 県	佐賀市城内一丁目1番59号（市町支援課内）	840-8570	0952-25-7025
-------	-----------------------	----------	--------------

不在者投票のできる施設

(令和 7 年 3 月 28 日現在)

名 称	郵便番号	所 在 地
(指定病院～ 98 施設)		
1 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	840-8571	佐賀市嘉瀬町大字中原400番地
2 独立行政法人地域医療機能推進機構佐賀中部病院	849-0918	佐賀市兵庫南三丁目8-1
3 諸 限 病 院	840-0054	佐賀市水ヶ江二丁目6-22
4 独立行政法人国立病院機構 佐賀病院	849-0923	佐賀市日の出一丁目20-1
5 医療法人公和会 横須賀病院	840-0007	佐賀市巨勢町大字高尾324-15
6 医療法人至誠会 なゆたの森病院	840-0027	佐賀市本庄町大字本庄269番地1
7 医療法人春陽会 上村病院	849-0913	佐賀市兵庫町大字淵1903-1
8 藤 川 病 院	840-0831	佐賀市松原一丁目2-6
9 医療法人同愛会 サンテ溝上病院	840-0811	佐賀市大財一丁目6-60
10 佐賀整肢学園 こども発達医療センター	849-0906	佐賀市金立町大字金立2215-27
11 医療法人社団真仁会 境野病院	840-0831	佐賀市松原四丁目3-3
12 医療法人智仁会 佐賀リハビリテーション病院	840-0016	佐賀市南佐賀一丁目17-1
13 佐賀大学医学部 附属病院	849-8501	佐賀市鍋島五丁目1-1
14 清 友 病 院	849-0901	佐賀市久保泉町大字川久保5457
15 医療法人杏仁会 神野病院	840-0806	佐賀市神園三丁目18-45
16 福 岡 病 院	849-0934	佐賀市開成六丁目14-10
17 医療法人清友会介護老人保健施設 ラ イ フ エ イ ド	849-0901	佐賀市久保泉町大字川久保5403
18 医療法人春陽会介護老人保健施設 み ど り の 園	849-0913	佐賀市兵庫町大字淵1912-1
19 医療法人長晴会介護老人保健施設 き り ん	849-0904	佐賀市金立町大字薬師丸1274-1
20 医療法人長生会介護老人保健施設 エ バ ー グ リ ー ン	840-0861	佐賀市嘉瀬町大字中原1965-1
21 医療法人社団枉葉会 もろどみ中央病院	840-2105	佐賀市諸富町大字諸富津230番地 2
22 医療法人社団博文会介護老人保健施設 白 壽 園	840-2105	佐賀市諸富町大字諸富津220
23 医療法人大和正信会 ふじおか病院	840-0201	佐賀市大和町大字尼寺2685
24 医療法人大和正信会介護老人保健施設 し ょ う ぶ 苑	840-0201	佐賀市大和町大字尼寺3227-1
25 富 士 大 和 温 泉 病 院	840-0516	佐賀市富士町大字梅野1721-1
26 医療法人樟風会 早津江病院	840-2201	佐賀市川副町大字福富827
27 医療法人源勇会介護老人保健施設 メ イ プ ル ハ ウ ス	840-2203	佐賀市川副町大字早津江265
28 医療法人如春窩会介護老人保健施設 レ ス ト ピ ア	840-2221	佐賀市東与賀町大字下古賀1349
29 医療法人洋友会介護老人保健施設 シ ン フ ォ ニ ー 佐 賀	849-0203	佐賀市久保田町大字新田3679
30 済 生 会 唐 津 病 院	847-0852	唐津市元旗町817
31 唐 津 赤 十 字 病 院	847-8588	唐津市和多田2430
32 松 籟 病 院	847-0022	唐津市鏡4304-1
33 医療法人唐虹会 虹と海のホスピタル	847-0031	唐津市原842-1
34 河 畔 病 院	847-0021	唐津市松南町119-2
35 医療法人社団芳香会 唐津第一病院	847-0841	唐津市朝日町1071-4
36 社会福祉法人恩賜財団済生会介護老人保健施設 ま つ ら 荘	847-0853	唐津市江川町694番地1
37 医療法人社団芳香会介護老人保健施設 セ ン ト ボ ー リ ア	847-0111	唐津市佐志字石ヶ元2119-2
38 社会福祉法人佐賀整肢学園 からつ医療福祉センター	847-0001	唐津市双水字山ノ下2806
39 医療法人松籟会介護老人保健施設 ケ ア ハ イ ツ 虹	849-5122	唐津市浜玉町横田下字鳥越177
40 医療法人尚誠会 冬野病院	849-3201	唐津市相知町相知2264
41 唐 津 市 民 病 院	847-1201	唐津市北波多徳須恵1424-1
42 医療法人至誠堂 宇都宮病院	849-3133	唐津市厳木町本山386-1
43 医療法人平川病院介護老人保健施設 アメニティきゅうらぎ	849-3123	唐津市厳木町岩屋505
44 医療法人正友会 松岡病院	841-0074	鳥栖市西新町1422

45	医療法人好古堂介護老人保健施設 寿 夢 の 郷	841-0044	鳥栖市高田町字中の坪205-1
46	医療法人好古堂 すむのさと高尾病院	841-0044	鳥栖市高田町210-1
47	医療法人社団如水会 今村病院	841-0061	鳥栖市轟木町1523-6
48	医療法人清明会 やよいがおか鹿毛病院	841-0005	鳥栖市弥生が丘二丁目143
49	多 久 市 立 病 院	846-0031	多久市多久町1771-4
50	中 多 久 病 院	846-0003	多久市北多久町大字多久原2512-24
51	社会福祉法人天寿会介護老人保健施設 ケアハイツやすらぎ	846-0024	多久市南多久町大字下多久字上ノ原2118-173
52	医療法人社団高仁会介護老人保健施設 多 久 い こ い の 里	846-0003	多久市北多久町大字多久原2512-24
53	医 療 法 人 幸 善 会 前 田 病 院	848-0027	伊万里市立花町2742-1
54	医 療 法 人 光 仁 会 西 田 病 院	849-4251	伊万里市山代町楠久890-2
55	医 療 法 人 謙 仁 会 山 元 記 念 病 院	848-0031	伊万里市二里町八谷搦88-4
56	医 療 法 人 山 口 病 院	848-0041	伊万里市新天町305
57	医療法人社団再整会 伊万里整形外科病院	848-0044	伊万里市木須町4450番地
58	医 療 法 人 二 期 会 小 島 病 院	848-0121	伊万里市黒川町塩屋205-1
59	医療法人光仁会介護老人保健施設 西 光 苑	849-4253	伊万里市山代町峰6545-11
60	介 護 老 人 保 健 施 設 ケアポート楽寿園	848-0031	伊万里市二里町八谷搦1224
61	医療法人博友会 堀 田 病 院	848-0027	伊万里市立花町2974-5
62	医療法人山のサナーレ・クリニック	848-0027	佐賀県伊万里市立花町323番地2
63	社 団 法 人 巨 樹 の 会 新 武 雄 病 院	843-0024	武雄市武雄町大字富岡12628
64	医療法人整肢会 副島整形外科病院	843-0024	武雄市武雄町大字富岡7641
65	医 療 法 人 淨 心 会 園 田 病 院	843-0022	武雄市武雄町大字武雄3648番地1
66	大 野 病 院	849-2304	武雄市山内町大字大野6351
67	医 療 法 人 天 心 堂 志 田 病 院	849-1304	鹿島市大字中村2134-4
68	社会医療法人祐愛会織 田 病 院	849-1311	鹿島市大字高津原4306
69	社会医療法人祐愛会介護老人保健施設 ケアコートゆうあい	849-1311	鹿島市大字高津原2962-1
70	医 療 法 人 犬 塚 病 院	849-1311	鹿島市大字高津原602-3
71	医療法人誠晴會 ふきあげ納富病院	849-1311	鹿島市大字高津原1867番地1
72	小 城 市 民 病 院	845-0004	小城市小城町松尾4100
73	ひ ら ま つ 病 院	845-0001	小城市小城町1000-1
74	社会福祉法人清水福祉会介護老人保健施設 螢 水 荘	845-0001	小城市小城町814-1
75	江 口 病 院	845-0032	小城市三日月町金田1178番地1
76	医 療 法 人 陽 明 会 樋 口 病 院	849-1411	嬉野市塩田町大字馬場下甲1
77	独立行政法人国立病院機構 嬉野医療センター	843-0301	嬉野市嬉野町大字下宿甲4279番地3
78	嬉 野 温 泉 病 院	843-0301	嬉野市嬉野町大字下宿乙1919
79	医療法人財団友朋会介護老人保健施設 朋 寿 苑	843-0301	嬉野市嬉野町大字下宿乙1919
80	医療法人久和会介護老人保健施設 う ぶ す な	842-0004	神埼市神埼町永歌1021
81	独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センター	842-0104	神埼郡吉野ヶ里町三津160
82	医 療 法 人 好 古 堂 きやま高尾病院	841-0203	三養基郡基山町大字園部270-1
83	独立行政法人国立病院機構 東佐賀病院	849-0101	三養基郡みやき町大字原古賀7324
84	社会福祉法人ガジュマル介護老人保健施設 ア ザ レ ア	849-0102	三養基郡みやき町大字簗原1116-1
85	医 療 法 人 光 風 会 光 風 会 病 院	849-0111	三養基郡みやき町大字白壁2927
86	医療法人謙仁会介護老人保健施設 グリーンヒル幸寿園	844-0027	西松浦郡有田町南原甲678-1
87	伊 万 里 有 田 共 立 病 院	849-4141	西松浦郡有田町二ノ瀬甲860
88	医 療 法 人 順 天 堂 順 天 堂 病 院	849-2102	杵島郡大町町大字福母707-2
89	医療法人順天堂介護老人保健施設 敬 松 苑	849-2102	杵島郡大町町大字福母707-1
90	医 療 法 人 敬 天 堂 古 賀 病 院	849-0506	杵島郡江北町大字上小田1150
91	医療法人敬天堂介護老人保健施設 ユートピアしゃくなげ	849-0503	杵島郡江北町大字惣領分2420-1
92	白 石 共 立 病 院	849-1112	杵島郡白石町大字福田1296
93	医療法人透現介護老人保健施設 白 い 石	849-1113	杵島郡白石町大字福吉1808
94	有 島 病 院	849-1203	杵島郡白石町大字戸ヶ里2353-2

95	社会医療法人 祐愛会 高島病院	849-1203	杵島郡白石町大字戸ヶ里1831-18
96	医療法人至慈会介護老人保健施設 清 涼 荘	849-1203	杵島郡白石町大字戸ヶ里1831-18
97	町 立 太 良 病 院	849-1602	藤津郡太良町大字多良1520-12
98	医療法人誠晴会介護老人保健施設 ふ る さ と の 森	849-1603	藤津郡太良町大字糸岐6797-1
(指定老人ホーム～72施設)			
99	社会福祉法人佐賀整肢学園養護老人ホーム 佐賀整肢学園・佐賀向陽園	849-0906	佐賀市金立町金立801-1
100	特別養護老人ホーム桂 寿 苑	849-0901	佐賀市久保泉町大字川久保1986
101	特別養護老人ホームケアポート晴寿	849-0916	佐賀市高木瀬町大字東高木1170番地
102	特別養護老人ホーム扇 寿 荘	840-0861	佐賀市嘉瀬町大字中原2585
103	特別養護老人ホーム福 壽 園	840-2105	佐賀市諸富町大字諸富津209-3
104	特別養護老人ホームロザリオの園	840-0202	佐賀市大和町大字久池井1386-2
105	特別養護老人ホームシオンの園	840-0213	佐賀市大和町大字久留間3865-1
106	社会福祉法人健寿会特別養護老人ホーム な ご み 荘	840-0521	佐賀市富士町大字小副川562
107	社会福祉法人敬愛会特別養護老人ホーム シルバーケア三瀬	842-0301	佐賀市三瀬村三瀬38-1
108	社会福祉法人春陽会特別養護老人ホーム 春 庵	849-0931	佐賀市鍋島町大字蛸久1313
109	医療法人社団敬愛会有料老人ホーム シニアケア佐賀	849-0917	佐賀市高木瀬町大字長瀬1240-1
110	有 料 老 人 ホ ー ムケアビレッジ夢咲	849-0919	佐賀市兵庫北6丁目2番23号
111	社会福祉法人松風会養護老人ホーム 松 風 園	847-0132	唐津市相賀772-1
112	特別養護老人ホームめ ず ら 荘	847-0017	唐津市東唐津4丁目7番26号
113	特別養護老人ホーム栄 荘	847-0011	唐津市栄町2588-19
114	社会福祉法人唐津福祉会特別養護老人ホーム 浜 玉 荘	849-5123	唐津市浜玉町東山田2399
115	養 護 老 人 ホ ー ムお か え り	849-3123	唐津市厳木町岩屋530-1
116	社会福祉法人光の園養護盲老人ホーム サ リ バ ン	849-3233	唐津市相知町佐里1646-13
117	社会福祉法人唐津福祉会特別養護老人ホーム作礼荘 ケアハウス作礼荘	849-3218	唐津市相知町中山3544-1
118	社会福祉法人健寿会特別養護老人ホーム ち ゅ さ の	847-1201	唐津市北波多徳須恵1201番地1
119	社会福祉法人唐津福祉会特別養護老人ホーム 岬 荘	847-1527	唐津市肥前町鶴牧106-11
120	社会福祉法人唐津福祉会特別養護老人ホーム 潮 荘	847-0322	唐津市鎮西町打上3075-1
121	社会福祉法人松風会養護老人ホーム 延 寿 荘	847-0304	唐津市呼子町殿ノ浦1312
122	特別養護老人ホーム宝 寿 荘	847-0304	唐津市呼子町殿ノ浦797-23
123	特別養護老人ホーム真 心 の 園	841-0072	鳥栖市村田町1250-1
124	社会福祉法人健翔会特別養護老人ホーム ひ ま わ り の 園	841-0018	鳥栖市田代本町924-1
125	社会福祉法人健翔会ケアハウス コ ス モ ス の 園	841-0018	鳥栖市田代本町924-1
126	特別養護老人ホーム寿 楽 園	841-0005	鳥栖市弥生が丘二丁目146-1
127	社会福祉法人清水福祉会養護老人ホーム け い こ う 園	846-0012	多久市東多久町大字別府5222-2
128	養 護 老 人 ホ ー ム伊 万 里 向 陽 園	848-0027	伊万里市立花町2404-10
129	特別養護老人ホーム長 生 園	848-0027	伊万里市立花町2703-2
130	介護付有料老人ホーム い ま り	848-0041	伊万里市新天町620-5
131	社会福祉法人花心会特別養護老人ホーム グランパランいまり	848-0022	伊万里市大坪町乙1579-2
132	社会福祉法人敬愛会養護老人ホーム シルバーケア武雄	843-0001	武雄市朝日町大字甘久4269-28
133	社会福祉法人敬愛会介護付有料老人ホーム シニアケアたけお	843-0001	武雄市朝日町大字甘久4269-28
134	社会福祉法人誠和福祉会特別養護老人ホーム 御 船 荘	843-0233	武雄市東川登町大字永野4058-5
135	社会福祉法人正和福祉会特別養護老人ホーム そ よ か ぜ の 杜	849-2304	武雄市山内町大字大野7045
136	社会福祉法人正和福祉会ケアハウス そ よ か ぜ の 杜	849-2304	武雄市山内町大字大野7045
137	特別養護老人ホーム杏 花 苑	849-2201	武雄市北方町大字志久4641番地26
138	特別養護老人ホームひ い ら ぎ	849-2342	武雄市武内町大字真手野26346
139	社会医療法人祐愛会特定施設 レジデンスゆうあい	849-1311	鹿島市大字高津原2962-1
140	養 護 老 人 ホ ー ム松 尾 山 大 成 園	845-0004	小城市小城町松尾4417
141	特別養護老人ホーム清 水 園	845-0001	小城市小城町820
142	社会福祉法人慈恵会特別養護老人ホーム鳳寿苑 ケアハウス鳳寿苑	845-0034	小城市三日月町甲柳原68-1

143	社会福祉法人六親福祉会特別養護老人ホーム あしはらの園	849-0314	小城市芦刈町三王崎1523
144	住宅型有料老人ホーム ラ・サンテひらまつ	845-0001	小城市小城町803番地
145	介護付有料老人ホーム スリールひらまつ	845-0001	小城市小城町815番地1
146	養 護 老 人 ホ ー ム 済 昭 園	849-1425	嬉野市塩田町大字五町田甲3443
147	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 済 昭 園	849-1425	嬉野市塩田町大字五町田甲3432-3
148	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 済 昭 園 ・ 清 涼 館	849-1425	嬉野市塩田町大字五町田甲77
149	社会福祉法人嬉野町社会事業助成会特別養護老人ホーム う れ し の	843-0301	嬉野市嬉野町大字下宿甲2088
150	社会福祉法人嬉野町社会事業助成会ケアハウス う れ し の	843-0301	嬉野市嬉野町大字下宿甲2088
151	社会福祉法人佐賀整肢学園特別養護老人ホーム 佐賀整肢学園・かんだき清流苑	842-0107	神埼市神埼町鶴2927-2
152	社会福祉法人真栄会特別養護老人ホームこすもす苑 ケアハウスゆとり	842-0061	神埼市千代田町詫田983
153	社会福祉法人守屋福祉会特別養護老人ホーム 昌 普 久 苑	849-0202	神埼市脊振町鹿路2290番6
154	社会福祉法人守屋福祉会 ケアハウス昌普久苑	849-0202	神埼市脊振町鹿路2290番6
155	養 護 老 人 ホ ー ム 寿 楽 園	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地
156	ケ ア ハ ウ ス あ お ぞ ら	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地
157	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム プ ル メ リ ア	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田1896
158	社会福祉法人紀水会特別養護老人ホーム な か ぼ る 紀 水 苑	849-0102	三養基郡みやき町大字簗原字目明谷4260
159	みやき町養護老人ホーム 南 花 園	849-0113	三養基郡みやき町大字東尾6436
160	社会福祉法人紀水会介護付き有料老人ホーム 紀 水 苑 別 館	849-0102	三養基郡みやき町大字簗原字目明谷4239-3
161	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 玄 海 園	847-1422	東松浦郡玄海町大字平尾432-8
162	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム く に み	849-4153	西松浦郡有田町立部乙2460
163	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム それいゆホームズ	849-4141	西松浦郡有田町二ノ瀬甲1250-1
164	社会福祉法人聖仁会特別養護老人ホーム す み れ 園	849-2102	杵島郡大町町大字福母3031-1
165	社会福祉法人聖仁会ケアハウス す み れ 園	849-2102	杵島郡大町町大字福母3031-1
166	社会福祉法人慈山会特別養護老人ホームるんびに園 ケアハウスるんびに園	849-0503	杵島郡江北町大字惣領分4153
167	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 歌 垣 之 園	849-1102	杵島郡白石町大字大渡600番地1
168	社会福祉法人麗風会特別養護老人ホーム 桜 の 園	849-0402	杵島郡白石町大字福富下分2387-3
169	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 光 風 荘	849-1602	藤津郡太良町大字多良1849-9
(指定身体障害者支援施設～6施設)			
170	社会福祉法人長興会 長光園障害者支援センター	849-0918	佐賀市兵庫南二丁目16-39
171	社会福祉法人佐賀整肢学園身体障害者療護施設 佐賀整肢学園・オークス	849-0906	佐賀市金立町大字金立168-1
172	社会福祉法人佐賀整肢学園障害者支援施設 からつ医療福祉センター・久里双水園	847-0001	唐津市双水字山ノ下2806
173	社会福祉法人東方会障害者支援施設 瑠 璃 光 苑	848-0035	伊万里市二里町大里乙403
174	社会福祉法人花木庭会障害者支援施設 鹿 島 療 育 園	849-1314	鹿島市大字山浦甲2481-3
175	社会福祉法人佐賀春光園障害者支援施設 希 望 の 家	849-0101	三養基郡みやき町大字原古賀7425-2
(その他)			
176	佐 賀 県 警 察 本 部	840-0831	佐賀市松原一丁目1-16
177	佐 賀 少 年 刑 務 所	840-0856	佐賀市新生町2-1
178	佐 賀 少 年 鑑 別 所	840-0856	佐賀市新生町1-10
179	麓 刑 務 所	841-0084	鳥栖市山浦町2635

年月別市町長、市町議会議員の任期満了日（R7.5.1現在）

年 月	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
1月			10日 武雄市（長） 20日 上峰町（議員）	
2月		4日 嬉野市（長、議員） 28日 小城市（議員） 28日 みやき町（議員）	17日 太良町（長）	19日 基山町（長） 29日 江北町（長）
3月			14日 鳥栖市（長）	
4月		15日 武雄市（議員） 15日 吉野ヶ里町（長、議員） 15日 有田町（長、議員） 22日 神埼市（議員） 26日 伊万里市（長）	26日 基山町（議員） 29日 多久市（議員） 29日 伊万里市（議員） 29日 鹿島市（議員） 30日 大町町（長、議員） 30日 江北町（議員）	27日 神埼市（長）
5月		11日 鹿島市（長）		
6月				
7月				
8月		8日 玄海町（長）	10日 太良町（議員）	
9月	16日 多久市（長） 29日 玄海町（議員）			
10月	22日 佐賀市（長、議員）			
11月	29日 鳥栖市（議員）			
12月				

衆・参議院議員、県知事及び県議会議員の任期満了日等

選挙の種類	任期満了日	前回選挙期日
衆議院議員	R10.10.26	R6.10.27
参議院議員	R7.7.28	R1.7.21
	R10.7.25	R4.7.10
佐賀県知事	R9.1.10	R4.12.28
佐賀県議会議員	R9.4.29	R5.4.23

（注）前回選挙期日は、総選挙、通常選挙及び一般選挙の期日である。

